二〇六四	岩手岩手山中演習場	岩手県岩手郡滝沢村	国有
二〇六七	青森小谷演習場	青森市	国有
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有 民有
三一〇二	相模原住宅地区	相模原市	国有
三一八三	富士演習場	御殿場市	公有
三一八七	百里飛行場	小美玉市	国有

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係
三〇九〇	吾妻倉庫地区	横須賀市	国有 国有
五〇二九	佐世保海軍施設	西海市	国有

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有
一〇七九	滝川演習場	滝川市	国有
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有 国有 国有

施設番号	摘要
二〇六四	建物：約一六〇平方メートル 平成二十一年六月四日
二〇六七	建物：約一、三〇〇平方メートル 平成二十一年六月四日
三〇六七	土地：約一六、〇〇〇平方メートル 水域：約二、五〇〇平方メートル 工作物：橋梁等 平成二十一年三月三十一日
三一〇二	土地：約一、一〇〇平方メートル 平成二十一年三月三日
三一八三	土地：約五、四〇〇平方メートル 平成二十一年三月三十一日
三一八七	建物：約三〇平方メートル 平成二十一年五月十一日

◎共同使用

施設番号	摘要
三〇九〇	土地：約七、一〇〇平方メートル 工作物：橋梁等 海上自衛隊が艦艇等の給油施設として共同使用する。
五〇二九	水域：約七七〇平方メートル 水域：約一五、〇〇〇平方メートル（工事期間中のみ） 佐世保市が浮桟橋の設置及び改良工事を実施するため共同使用する。

◎追加提供

施設番号	摘要
一〇六八	建物：約四五〇平方メートル エンジン整備場等として追加提供する。 航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七九	建物：約三一〇平方メートル 整備工場として追加提供する。 陸上自衛隊滝川駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇〇一	土地：約一三、〇〇〇平方メートル 建物：約七、八〇〇平方メートル 工作物：駐機場等 訓練施設として追加提供する。 航空自衛隊三沢基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇六四	岩手岩手山中演習場	岩手県岩手郡滝沢村	国有
三〇一三	横田飛行場	狭山市	国有
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	国有 国有

海上演習場関係

◎全部返還

キロ区域

一　水域（陸上施設に接続しないもの）

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域のうち日本国の領域外の区域を除く区域

1　北緯三五度一五分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒
2　北緯三五度一五分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
3　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
4　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒

二　空域（陸上施設の上空に関係しないもの）

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域のうち日本国の領域外の区域を除く区域

1　北緯三五度一五分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒
2　北緯三五度一五分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
3　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
4　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒

三　返還年月日：平成二十一年三月三十一日

第二　日本国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定してアメリカ合衆国が使用する水域及び空域

海上演習場関係

◎廃止

キロ区域

一　水域（陸上施設に接続しないもの）

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域のうち日本国の領域を除く区域

1　北緯三五度一五分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒
2　北緯三五度一五分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
3　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
4　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒

二　空域（陸上施設の上空に関係しないもの）

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域のうち日本国の領域を除く区域

1　北緯三五度一五分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒
2　北緯三五度一五分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
3　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四一度〇九分四八秒
4　北緯三五度〇〇分一二秒、東経一四〇度二九分四八秒

三　廃止年月日：平成二十一年三月三十一日

二〇六四	岩手岩手山中演習場	岩手県岩手郡滝沢村	国有

施設番号	摘要
二〇六四	建物：約一六〇平方メートル 車両整備工場として追加提供する。 陸上自衛隊岩手駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇一三	建物：約七平方メートル 通信機器設置のため追加提供する。
五〇二九	建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：囲障等 放送施設等として追加提供する。